

■ 原子力発電所の安全対策等に関する協議の進め方について

(原案)

1. 協定締結に向けての協議は、代表者会を設けて行うこととする。
代表者会の構成は、原子力発電所隣接県としての「滋賀県」および隣接市としての「長浜市」、「高島市」の三者とする。
2. 代表者会における協議は、市町防災連絡調整会議で報告・確認する。
3. 代表者が協議するにあたり、オブザーバ参加を希望される市町にあっては、参加していただくこととする。

【役割分担について】

○代表者会	・協定締結に向けての実務的な協議、折衝を担う
○オブザーバー (希望する市町)	・代表者会の協議の場に立会し、状況把握・情報共有を行う
○市町防災連絡調整会議	・協定締結に係る市町全体での情報共有と意見反映の場

【協議の流れ】

